



八環保第173号

八街市環境審議会会長 生形 健一 様

八街市環境基本計画及び八街市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）について（諮問）

このことについて、八街市環境審議会条例第2条の規定により、貴審議会に諮問します。

記

本市では、八街市環境基本条例の基本理念に基づき、将来にわたり豊かな環境を継承するための取り組みを進めており、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため「八街市環境基本計画」を定めなければならないとしております。

また、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、市域全体の温室効果ガス排出量削減に向けた目標及び施策を定める「八街市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」を内包し、環境施策と一体的に推進するため、本市の地域特性を踏まえた持続可能な社会の構築に向けた計画の策定が必要と考えております。

つきましては、貴審議会のご意見を賜りたく諮問いたします。

令和8年2月27日

八街市長 北村 新司

